

ほくとゆうゆうふれあい計画に記載した「取組と目標」の進捗管理

(1) 取組と目標の記載と自己評価について

平成29年改正介護保険法及び基本指針において、自立支援・重度化防止等の取組内容及び目標の記載と目標の達成状況についての評価、公表及び報告などの取組が求められたことから、ほくとゆうゆうふれあい計画（以下「計画」という。）に位置付けました。

高齢者の自立支援・重度化防止等の取組を確実に推進するためには、達成しようとする取組や目標、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの特色を明確にした計画に基づき、取組や目標達成に向けた活動を継続的に改善する手法であるPDCAサイクルを活用しながら、計画の進捗管理を実施し、保険者機能を強化していくこととなります。

(2) 毎年度の進捗管理

介護保険法第117条等に基づき、計画に記載された取組及び目標について、その達成状況を評価することにより進捗管理を実施します。具体的には、6～8月に前年度の実績をもとに自己評価し、当該年度の取組を充実させる方法（年度ごとのPDCAサイクル）以外に、10～12月に当該年度の上半期の実績をもとに自己評価（中間見直し）し、予算案の編成を含め次年度の取組を充実させる方法で行っていきます。この場合、取組を開始して6箇月しか経っていないため成果が十分に上がっていないこと等も考えられるため、可能な限り、中間見直しによる進捗管理に努めます。

なお、平成30年度実績を踏まえた自己評価結果等の厚生労働省への報告は平成31年6月末を予定しており、その報告様式や期日については、平成31年3月頃に通知される予定です。

(3) 評価（進捗管理）の段階

次のフローで進捗管理を進めると、「目標設定時の目指すべき姿に近づいているかわからない」という評価不能事態に陥ることを避けられます。評価の指標としようとしていた実績の数値が達成できないことに気づいた場合は、まずは目標値を再設定することも必要となります。

フロー図

